

L

令和 7年 9月12日提出

第 3 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

認 第 4 号	令和 6 年度浜松市一般会計歳入歳出決算	別冊
認 第 5 号	令和 6 年度浜松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 6 号	令和 6 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算	別冊
認 第 7 号	令和 6 年度浜松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 8 号	令和 6 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 9 号	令和 6 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 10 号	令和 6 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 11 号	令和 6 年度浜松市育英事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 12 号	令和 6 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 13 号	令和 6 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 14 号	令和 6 年度浜松市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
認 第 15 号	令和 6 年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算	別冊
報 第 22 号	健全化判断比率の報告について	3
報 第 23 号	資金不足比率の報告について	4
報 第 24 号	内部統制評価報告書について	別冊

資 料

追加議案の参考資料	5
-----------	---

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 2 5)	— (1 6 . 2 5)	3 . 3 (2 5 . 0)	— (4 0 0 . 0)

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合並びに将来負担比率が算定されない場合、「—」と表示した。
- 2 () 内は、早期健全化基準を表示した。

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、と畜場・市場事業特別会計、中央卸売市場事業特別会計の令和6年度資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

資金不足比率報告書

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率
病 院 事 業 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
と畜場・市場事業特別会計	—
中央卸売市場事業特別会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合、「—」と表示した。

追加議案の参考資料

認 第 4 号 令和6年度浜松市一般会計歳入歳出決算

（

認 第 15 号 令和6年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算

認第4号から認第15号までは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度各会計歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。

※ 地方自治法抄

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

報 第 22 号 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）の定めによる令和6年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4比率（健全化判断比率）について、法第3条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律抄

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

報 第 23 号 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）の定めによる地方公営企業の令和6年度の資金不足比率について、法第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律抄

第22条 公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

地方自治法第150条第4項の規定により作成した内部統制評価報告書について、同条第6項の規定に基づき議会に提出するものであります。

※ 地方自治法抄

第150条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事、指定都市の市長及び第2項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも1回以上、総務省令で定めるところにより、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

5 (略)

6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

